

2018年10月1日

北海道胆振東部地震により
被災された方々へ

学校法人 大原学園

北海道胆振東部地震による学費減免制度について

この度の北海道胆振東部地震により被災された方々に対し、謹んでお見舞い申し上げるとともに被災地の早期の復旧をお祈り申し上げます。

大原学園では、北海道胆振東部地震で被災したことにより収入状況が著しく悪化し、経済的理由によって学業の継続や進学が困難と判明した在校生（専門課程）、および2019年度入学予定の方に対し、勉学の機会が失われることのないように学費減免措置を講じることにいたしました。

学費減免を希望される方は下記の内容をご確認の上、大原学園（札幌校、函館校）までお問い合わせください。

記

1. 対象者（①から③全てに該当する方）

- ①災害救助法適用地域に指定された地域に主たる家計支持者が居住している在校生および入学希望者
 - ②家計支持者の安定収入が見込めず就学が困難な在校生および入学希望者
 - ③在校生（専門課程）および2019年4月入学予定で、支援制度を希望する入学希望者
- ※罹災証明書等の被害が確認できる書類が必要となります

2. 減免措置

被災状況	住居の全壊・大規模半壊	住居の半壊
減免額	入学金の免除 授業料（全額）の免除	入学金の免除 授業料（半額）の免除

※2019年度分のみ減免いたします

3. 減免対象校

大原簿記情報専門学校札幌校
大原法律公務員専門学校
大原医療福祉専門学校
大原簿記公務員情報医療専門学校函館校

※北海道以外の大原各校へ入学希望される方は、お問い合わせください

4. 申請方法について

詳細につきましては、在校生は担任へ、2019年度入学予定の方は、大原学園 北海道事業部 入学相談室（電話 011-707-0855）までお問い合わせください。

以上